

丁の鈴木、茅場丁の岡本、靈岸島の大黒屋、新地の荒井、親仁橋大和田、人形町の和田、茶漬屋は通り山吹宇治里、笹岡、兩國にて五色、淡雪、淺草に蓬萊、菊屋など、書出しては際限なし、此餘そばや、居酒屋始め、名代の鮎屋、てんぶら屋など數へる時は、一丁内に半分餘は食物屋なり、余が三都の見立に食の第一に見立しが、中々食物是程自在なる所は、見ぬ唐土にも有まじと思はるゝなり、

扱立延なげりゆきたる貨食屋には、京攝の如く女給仕に出、是を仲居とは呼ず、女子衆なり、御趣意後なくなりたれど、女郎屋の欠引する女を輕子と云し也、町々の仲衆を江戸にては車方を車力といひ、荷を運ぶ者を輕子とも云なり、扱も中より下の料理屋、煮賣屋、居酒屋、蕎麥や、芝居茶や、總一統に女はつかはず、皆荒男の若い者が運ぶことなり、見たる處、女氣なれば我雜の様なれ共、其男皆物いひは優しく町寧なり、中にも芝居茶やの棧敷土間へ案内、或ひは食物を持運ぶも皆若い者の役にて、大坂のお茶の子など、違ひて、氣轉よくきて辨利甚よろし、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕昔は夜の煮賣御法度なり、寛文元年辛丑十二月廿三日、先日も如相觸候、町中茶屋煮賣仕候者、并振賣の煮賣、夜に入堅商賣仕間敷候云々、寛文十年庚戌七月、日暮六已後より煮賣可爲停止、前方相觸候、今程方々有之沙汰ども、彌可爲無用事、

〔料理茶屋取立願書〕新茶屋町開發之覺

一表御門前新茶屋町煮賣茶屋取立の義は、元祿十五午年、御地頭所様御住職佛頂院様新規門前町家御願被成候砌り、表門前は茶屋町ニ御願被遊候、翌十六未年、下谷廣小路御木具屋勝井吉左衛門と申者、日蓮宗より感應寺旦那ニ而御座候ニ付、吉左衛門被召出、佛頂院様被仰候は、感應寺の義、其方存之通、天台宗に被仰付候以後は、旦方不殘離檀、殊の外貪寺ニ有之候處、我等に住職被仰付候得共、相續難成ニ付、此度門内三拾間切込、表門前ハ茶屋町ニ願請候其方相勵キ京都ニも有之候間、いろは茶屋と名付、茶屋町取立可申旨、御願被遊候ニ付、右吉左衛門半兵衛兩人御請負